

〈講演録〉 宮城県の漁業・漁村の復興に向けた 漁業協同組合の取組み

講師 船渡隆平
〈宮城県漁業協同組合 専務理事〉

〔講師と講演について〕

2013年11月13日に「東日本大震災からの漁業復興—宮城県の取組み」をテーマとして、宮城県漁業協同組合 船渡専務理事による講演会を開催した。これはその記録である。

船渡専務は、1971（昭和46）年に旧宮城県漁連に入会され、01年に専務理事に就任し、04年からは専務理事として、そして07年の県一漁協誕生後も専務理事として漁業協同組合の運営に先頭に立って当たってこられた。

宮城県漁業協同組合は、11年3月11日の東日本大震災後、漁業者の被害状況の把握、漁業者への支援体制の構築、共同利用施設の再建の枠組み策定など、宮城県の漁業の復興に向けて一歩一歩進んできた。そうした取組みの過程において、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能被害や、宮城県知事による水産業特区構想への対応を余儀なくされた。

今回の講演は、これまで取り組んできた様々な施策の実情と今後の復興見通しをお話しいただくとともに、水産業特区構想が漁業者・漁村に与えた影響についても触れていただいた。

目次

- 1 震災による漁業被害状況
 - (1) 大震災発生時
 - (2) 震災前の宮城県の水産業
 - (3) 震災前後の宮城県漁協
 - (4) 大震災による漁業関係の被害
 - 2 漁業振興に向けた体制
 - (1) 復興の基本方針
 - (2) 復興に向けた体制整備
 - 3 今後の復興の見通し
 - (1) 宮城県漁協の事業の見通し
 - (2) 漁業者の意向
 - (3) 主要5品目の生産見通し
 - 4 漁協信用事業による復興支援
 - 5 復興を支える補助事業
 - (1) 概要
 - (2) 共同利用漁船等復旧支援対策事業
 - (3) がんばる養殖復興支援事業
 - (4) 激甚災害復旧対策事業
 - (5) 漁場生産力回復支援事業
 - 6 放射能被害への対応
 - 7 混乱を招いた水産業復興特区
 - (1) 特区のあらまし
 - (2) マスメディアの伝えない特区の真実
- おわりに

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました宮城県漁協の船渡でございます。本日は、宮城県の漁業・漁村の復興に向けた漁業協同組合の取組みについて、お話をいたします。

まず初めに、2011年3月11日の大震災の後、我々、宮城県の被災した漁業者並びに漁業協同組合に対し、全国から多くの物心両面にわたる援助をいただき、現在もそれが引き続いておりますこと、また農林中金から漁業者に対し、魚箱、ワカメ段ボール等の細かい支援がありましたことに対して、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

1 震災による漁業被害状況

(1) 大震災発生時

私事ですが、私は津波を4回経験しております。1回目は昭和35（1960）年のチリ

津波、これは私が高等学校3年の時です。その後、昭和43（1968）年に北海道十勝沖地震による津波がありました。3回目は、余り知られておりませんが、今回のこの大震災の前の年（2010年）に宮城県は再びチリ津波で大被害を受けました。人的被害がなかったため余り大きな報道がなされませんでした。我々漁業協同組合、あるいは漁業者にとっては大損失を与えた津波でした。そして今回ですが、本当に我々としては思いもよらなかった大震災でございました。

当日のことをちょっと述べますと、私は農林中金と月1回の会議をやっておりました。その席上で大地震にあって、すぐ私は直観的に「これはものすごい大津波が来る」と考え、「会議をやめましょう」と提案してすぐ石巻に向かいました。

ところで、三陸、特に宮城県の北部海域から岩手県にかけて、「地震があれば津波と思え」という碑が各港々に立っており

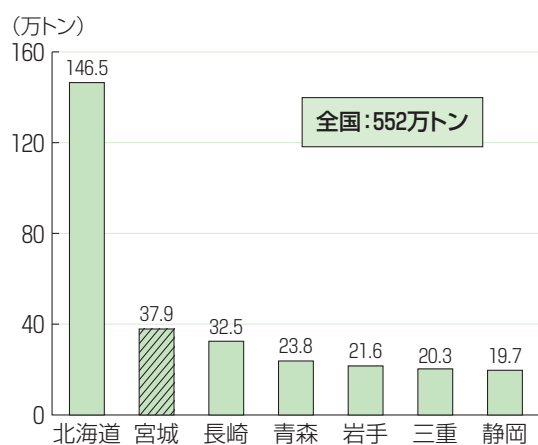
ます。私も、父たちから明治29年の津波や昭和8年の三陸大津波の当時のことを聞き、2つ合わせまして3万人以上の犠牲者があったらと思うのですが、「津波というのは恐ろしいものだ」と記憶していました。「津波の場合は、何も無い、逃げるのが一番だ」と言い伝えられてきました。「津波でんでんこ」と言われますが、これは「津波の危険を感じたらでんでんばらばらになって逃げる」という意味であり、これが一番の津波対策であると思います。

(2) 震災前の宮城県の水産業

最初に、宮城県の水産業について震災前の状況を説明します。

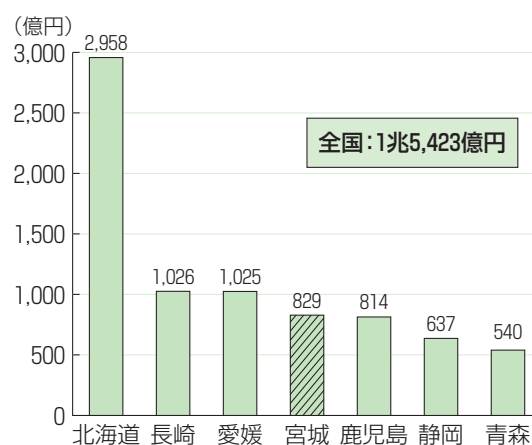
10年の全国の漁業生産量は552万トンですが、宮城県の漁業生産量は37.9万トンであり、全国2位でした(第1図)。生産金額は、全国は1兆5,423億円であり、宮城県は第4位の829億円です(第2図)。このよう

第1図 2010年度の漁業生産量



資料 宮城県「2010年度宮城の水産業」
 (注) 1 海面漁業及び海面養殖業の合計。
 2 属人統計(生産者の所在する都道府県ごとに集計)による。

第2図 2010年度の漁業生産金額



資料、(注)とも第1図に同じ

に、生産量では全国2位、生産金額では全国4位ですが、本州では宮城県は第1位の水産県でした。

生産量で最大なのは、サンマ(13.1%)で、次いで、カキ(11.9%)、カツオ(8.8%)、マグロ類(6.7%)、ノリ(5.1%)となっています。生産金額では、マグロ類とカツオで全体の3割近くを占めますが、特に養殖の割合が高いという特徴があります。

養殖の内訳は、ワカメの生産量が5.5万トンで全国2位です。特に岩手・宮城のワカメは「三陸ワカメ」といって、全国から評価されています。

次に、カキが全国で19万トンあり、広島が第1位、第2位が宮城となっております。また、ホタテガイは、第1位の北海道、第2位の青森で9割を占めていますが、全国3位の宮城県でもホタテガイはとれます。ただ宮城県の場合、全部養殖です。

最後にノリ類が全国6位(全国に占める割合5.7%)の生産量がありました。

(3) 震災前後の宮城県漁協

次に、宮城県漁協について説明します。震災前の組合員数は10年度において10,629人でした（第1表）。07年に県一漁協となったのですが、3年後の10年当時は正組合員数が准組合員数を上回っていました。しかし、13年度の14年3月末では、正と准が逆転になる見込みです。また、組合員数は減少し9,931人になると考えられます。

これは、組合員の資格審査を非常に厳しくしたこともあります。やはり震災により「漁業をやめて、准組合員になるか」というような動きがあったからです。

職員は、震災前は374人でしたが、現在は297人です（同表）。また、宮城県漁協の拠点体制は、震災前は51の事務所があり、うち本所が1、総合支所が3、支所が33、出張所が14でした（同表）。しかし、現在は支所が29、出張所がゼロとなり、全体で33の拠点体制となりました。

第1表 宮城県漁協の概要

(単位 人、箇所)

		10年度	13 (見込み)
組合員	正組合員	5,705	4,091
	准組合員	4,924	5,840
	合計	10,629	9,931
職員数	男	257	209
	女	117	88
	合計	374	297
拠点体制	本所	1	1
	総合支所	3	3
	支所	33	29
	うち魚市場運営4支所	14	-
	出張所	14	-
合計	51	33	

資料 宮城県漁協講演会資料から作成

(4) 大震災による漁業関係の被害

震災前、宮城県には142の港がありました。これは漁村社会が142あったということです。この全部が被災しました。特に、沿岸部は1.5mから70cmくらい地盤沈下しました。牡鹿半島が5.5m右に移ってしまうほどの大地震でありました。

マグニチュード9.0、震度7の地震が2時46分にあり、その後、津波が発生しました。津波の高さは、志津川では22.0m、南三陸町歌津では26.1m、女川では34.7mでした。

人的被害は、10,455人の人が亡くなって、今もって行方不明の方が1,300人近くいます。また、建物の全壊が82,896棟、半壊が155,000棟であり、被害金額は9兆1,654億円でした。

宮城県漁協においては、亡くなった方が組合員で392人、職員が1人で、実に組合員の4%の方が亡くなりました。建物は、全壊の被害を受けた方が4,287人、半壊が724人で、合わせて家屋の被害にあった組合員は5,341人でした。組合員のうち半数近くが

第2表 宮城県漁協の被害状況

(単位 人、百万円)

		被害状況
人的被害	組合員	392
	職員	1
家屋に被害のあった組合員	全壊	4,287
	半壊	724
	床上・床下浸水	330
	合計	5,341
被害額	固定資産	1,327
	棚卸資産	312
	貸倒引当金	487
	リース資産	46
	現金流失	103
	合計	2,275

資料 第1表と同じ

被害を受けました。漁協の被害は、固定資産の被害が13億2,700万円ありました(第2表)。

先ほど「拠点が51あった」と申し上げましたが、そのうち残ったものは9か所しかありませんでした。それ以外は全部流されて、固定資産の減少となりました。また購買の油とか網とか船といった漁協の資産が3億1,200万円の被害を受け、現金流出が1億300万円ありました。これらを合わせた被害総額は22億7,500万円でした。

2 漁業振興に向けた体制

(1) 復興の基本方針

宮城県漁協では、11年4月27日に役員会を開催し、どういう方向でこれから復興に取り組むか、話し合いました。この結果、以下のような9つの基本方針を決めました。

- ①区画漁業権の一括管理
- ②組織の再編
- ③漁港の復旧
- ④漁業の再開
- ⑤経営支援
- ⑥漁村集落の復旧
- ⑦国・県・関係市町等との連絡と支援要請
- ⑧組合員の経営再建、生活再建支援
- ⑨宮城県漁協の再建

まず漁協自体が20億円規模の多大な被害を受けましたので、全国支援により66億8,000万円という資本注入を受け、備えを行いました。

また、組合員の経営再建と生活再建支援

を宮城県漁協で行うため、最初の1か月くらいで被害の状況を確認するとともに、基本方針を決め、工程表を作って復興に向けて進み出しました。

(2) 復興に向けた体制整備

まず、復興対策室をすぐ設置し、補助事業を活用した漁業復興に取り組み、共同化による漁船・施設等の取得に関する対応を行いました。当初は復興対策室に職員を6人ぐらい選抜して、漁業者の要望を聞き、漁協として何をしたらいいか取りまとめました。現在、本所だけで復興対策室は20人の職員が一生懸命に、いろいろな補助事業を使った復興を進めており、支所を含めると50人体制となっています。

また、経済事業部では、養殖施設復旧への資材等の確保を何よりも優先し取り組みました。信用事業では、「信用事業強化計画」をつくり、その実施による収支の改善を図りました。総務部は、事業本部制導入による適正人員の配置・部門別分析による収支改善を検討しました。

さらに、組織・運営体制の見直すため、「組織経営改善検討委員会」をつくり総務部が事務局になりました。また、我々が統合して宮城県漁協となった時は、支所別の区分会計で運営していましたが、今後は事業本部制に基づいて宮城県漁協を運営することとしました。

このような体制整備において、経営統括室に農林中金に職員の派遣を要請し、12年度から「宮城県漁協の経営改善に向けての

取り組み」を企画・立案しました。現在、これに沿って具体的取組みを進めているところです。

また、これは宮城県だけの事例ですが、北・中・南の「施設保有漁協」をつくりました。これは、加入組合員のために補助事業を活用する際に、国の「グループなら補助金を出す、個人には出さない」という方針を受け、「宮城県漁協が一括して船や施設を購入し、その後、利用する漁業者たちにその施設を貸し与える」という方向を決めたものです。しかし、この方法ですと自己資本比率が低下します。そこで、宮城県漁協で1回購入したものを施設保有漁協に全部移して、施設保有漁協が漁業者に貸し与える形態をとりました。漁業者への貸し賃は個々の受益者負担相当分をいただくことにしています。そして、減価償却が終わったら漁業者に無償で譲渡する制度としました。

3 今後の復興の見通し

(1) 宮城県漁協の事業の見通し

合併当初は組合員が10,629人でしたが、それが12年度の実績では10,069人であり、600人ほど減りました（第3表）。これは先ほど申し上げた392人の犠牲者も含んでいます。復興がほぼ完成するであろう15年には、組合員は9,500人くらいまで減っていくという予想のもとで、今計画を立てています。

職員も当初374人いたのが、現在は約300人であり、今後も少し減少する見込みです。店舗も、信用店舗、現在は本所、統合店が35ありますが、15年には33に減少する予定です。

信用事業については、09年度は貯金が541億円ありましたが、12年度は938億円まで増えました（第4表）。この増加分は、ほぼ地方公共団体（地公体）です。被災前は地公体の割合は余り大きくなかったのですが、12年度現在、地公体の貯金が237億円あります。これは役員、職員一体となって、各市

第3表 宮城県漁協の概要と今後の見通し

(単位 人、店)

	実績			12年度			計画		
	09年度	10	11	計画 (a)	実績 (b)	差異 (b-a)	13	14	15
組合員数	10,629	10,437	10,254	10,063	10,069	6	9,881	9,703	9,527
正組合員	5,705	5,216	4,821	5,029	4,597	△432	4,511	4,430	4,350
准組合員	4,924	5,221	5,433	5,034	5,472	438	5,370	5,273	5,177
職員数	374	360	314	316	299	△17	300	298	291
本支所等店舗数	51	51	51	23	40	17	35	33	33
うち金融店舗数	41	41	40	8	24	16	16	16	16

資料 第1表に同じ

第4表 宮城県漁協の信用事業の概要と今後の見通し

(単位 百万円)

	実績			12年度			計画		
	09年度	10	11	計画 (a)	実績 (b)	差異 (b-a)	13	14	15
貯金(未残)	54,111	54,669	68,868	58,700	93,829	35,129	83,388	75,620	64,151
うち個人貯金	44,953	44,980	55,042	-	51,340	-	48,951	46,983	45,015
地公体貯金	444	573	1,650	-	23,747	-	16,673	10,873	5,073
貸出金(未残)	13,191	12,963	14,530	19,287	24,102	4,815	25,483	21,975	17,975
短期	4,647	4,549	6,890	3,420	5,271	1,851	3,237	2,574	1,934
長期	8,544	8,414	7,640	15,867	18,831	2,964	22,246	19,401	16,041

資料 第1表と同じ

町村に入る復興の特別交付金の獲得に努めたことを反映しています。しかし、今後は徐々にこれが減っていくとみております。

個人貯金も、12年度の513億円から15年度には450億円に減少すると見込んでいます。これは、復興に伴って漁業者は家を建てたり漁業資材を買ったりするために貯金の取り崩しがあると考えられるからです。

貸出金は09年度に131億円あったのが、13年11月現在は260億円となりました。これは、漁業者が先ほどお話しした施設保有組合を利用した時に、当組合が組合員に貸出をしたためです。

経済事業については、購買品は、宮城県の場合はずっと80億円くらいで推移しましたが、12年度に一拳に189億円まで増えました(第5表)。

これは資材を漁業者が一斉に買ったということと、石油類の影響です。この石油類とは、宮城県では9つほど大きな焼却施設をつくり、その焼却は全部A重油でがれきを燃やしたため、そこに供給する石油類が伸びたためです。JF全漁連と協力して対応しました。ただ、これも15年度には68億円程度まで減ることを見込んでいます。漁業者も施設をつくったり、船、資材を買ったりしてきましたが、それが一段落すると考えています。

(2) 漁業者の意向

宮城県漁協は、11年からこれまで組合員に漁業継続に関する調査を行ってきました。まず、大津波の1か月後の4月10日から4月20日にかけて、全漁業者10,300人に対し

第5表 宮城県漁協の経済事業の概要と今後の見通し

(単位 百万円)

	実績			12年度			計画		
	09年度	10	11	計画 (a)	実績 (b)	差異 (b-a)	13	14	15
購買品	8,018	8,425	5,931	7,416	18,884	11,468	9,569	8,086	6,797
浅海養殖品	27,383	24,202	4,261	11,264	13,482	2,218	17,666	19,538	20,814
冷凍加工品	5,599	5,796	2,833	3,386	3,699	313	4,119	4,770	4,840

資料 第1表と同じ

聞き取り調査を行いました。当時、漁業者は全国各地に散らばって避難所生活を送っていましたが、宮城県漁協職員がみんなで手分けして聞き取り調査をし、10日間ぐらいで第1回目の調査を行いました。その時「漁業の継続意思はありますか?」との問いに、約70%近くの方が「ある」と答えました。

第2回目は12年9月9日に行いました。特に「漁業の継続の意思はあるかどうか」ということを重点的に聞くことにしました。「継続意思あり」という回答者は、12年9月には6,641人でしたが、3回目の13年9月には7,214人に増えました(第6表)。

最初、ほとんどの方は、「もう海を見るのも嫌だ」「海岸になんて住みたくない」と、話されていましたが、だんだん、「我々のなりわいというのは海しかない」ということ

第6表 漁業者の養殖業・漁業継続意思の推移

(単位 人)

調査年月	継続意思あり	継続意思なし	継続意思保留	無回答	計
13年9月	7,214	1,486	995	374	10,069
12. 9	6,641	1,155	1,722	734	10,252
増減	573	331	△727	△360	△183

資料 第1表と同じ
(注) 回収率は96.3%。

で漁業に戻ってきています。特に、態度を保留していた人たちが、「まあ、少しやってみるか」と前向きになった、あるいは無回答の人も少し回答したため、「継続の意思あり」が増えたとみられます。

(3) 主要5品目の生産見通し

主要5品目(ノリ、カキ、ギンザケ、ホタテガイ、ワカメ)にかかる生産の見通しの調査も重要な調査として毎年行っています(第7表)。

第7表 主要5品目の生産見通し

		09年3月期 (震災前)	12.3 (実績)	13.3 (実績)	14.3 (1年目)	15.3 (2年目)	16.3 (3年目)
ノリ	生産再開者	200	60	128	128	128	128
	生産量(万枚)	62,680	11,052	34,732	39,533	41,523	42,051
	平均単価(円, 1枚当たり)	…	9.9	7.8	7.9	7.9	7.9
	生産金額(百万円)	4,873	1,094	2,697	3,124	3,282	3,324
カキ	生産再開者	862	206	443	690	714	716
	生産量(トン)	6,179	0.37	1,204	2,829	3,398	3,722
	平均単価(円, 1kg当たり)	…	1,142	802	896	927	896
	生産金額(百万円)	5,183	0.42	965	2,535	3,149	3,334
ギンザケ	生産再開者	75	57	57	59	59	59
	生産量(トン)	10,304	-	8,054	10,255	10,449	10,484
	平均単価(円, 1kg当たり)	429	-	254	400	400	420
	生産金額(百万円)	4,416	-	2,045	4,102	4,180	4,403
ホタテガイ	生産再開者	524	268	251	299	303	304
	生産量(トン)	14,110	25	3,920	6,941	7,287	8,031
	平均単価(円, 1kg当たり)	241	262	316	262	262	260
	生産金額(百万円)	3,397	6.5	1,238	1,817	1,908	2,091
ワカメ	生産再開者	720	964	959	782	785	787
	生産量(トン)	20,343	4,559	20,009	18,061	18,864	18,729
	平均単価(円, 1kg当たり)	164	243	175	169	169	168
	生産金額(百万円)	3,335	1,107	3,504	3,048	3,180	3,144

資料 第1表と同じ

まず、ノリは震災前には200経営体あり、生産量は6億2,700万枚、生産金額は48億円でした。これに対し、13年3月期には、128経営体で、3億4,700万枚の生産量、26億9,700万円の水揚げがありました。16年3月期の見通しは、経営体は増えないものの、生産量は4億2,000万枚、生産金額は33億2,400万円と予想しています。

カキは、震災前に862人の方が行っていました。13年3月期現在、443人の方が生産を再開しました。カキの生産量が震災前に6,179トンあったのが、13年3月期現在では1,204トンに、金額的には震災前に52億円でしたが、13年3月期現在9億6,500億円に減少しました。ただし、14年3月期は690人の方が生産を再開し、生産量2,800トン、生産金額25億3,500万円になる見通しです。なお、16年3月期には生産再開者が716人に増え、生産量も3,700トン、金額的には33億円になると予想しています。

カキが震災後に大きく減少したのは、カキの場合、カキをむく人（宮城県では「むき子」という）が必要ですが、なかなか浜に人が戻らずむき子が不足していることが原因です。現在、むき子不足と、施設の高台移転がまだ定まらないため、回復が遅れている状況になっています。

ギンザケの生産者は震災前に75人、生産量は10,304トンありました。去年、一昨年の平均単価が254円とすごく安くて大変でしたが、価格が少し戻ってきましたので、16年3月期には10,484トンと被災前の水準を少し上回る回復を見込んでいます。

ただ、ホタテガイについては、震災前に524人が生産していましたが、16年3月期には恐らく304人の方しか残らないだろうかと予想しています。これは、ホタテガイの養殖が盛んだった歌津という地区と女川と雄勝町の被害が甚大なため、回復は難しいと思っているためです。

ワカメは、震災直後は生産者が720人でしたが、震災直後は964人に大きく増えました。これは、ワカメが1年で生産ができることから、現金収入を早く得るために増えたとみられます。しかし、すでに生産者がギンザケに戻ったり、カキに戻ったり、ホタテガイに戻ったりしておりますから、16年3月期には780人くらいになるのではないかと予想しています。

4 漁協信用事業による復興支援

宮城県において漁協信用事業の実施店舗は、13年3月末に本所、為替店舗、非為替店舗を合わせて24店舗ありましたが、9月末では19店舗に減少しました（第8表）。これは事業本部制により店舗の統廃合をしたためです。ただし、移動店舗により職員が

第8表 信用事業実施店舗数の推移

	(単位 店)		
	13年3月末	13.6	13.9
本所	1	1	1
為替店舗	13	12	3
非為替店舗	10	11	15
合計	24	24	19

資料 第1表に同じ
 (注) 移動店舗車は巡回するが支所内に窓口を持たない店舗については、信用事業実施店舗としてカウントしていない。

各地域を回って信用事業を実施しています。なお、5名の漁業金融相談員を本店に2名、3総合支所に1名ずつ配置し、各種相談内容に対応しています。

震災後にいろいろな相談が我々の方に寄せられました。そのうち、事業借入金の返済を猶予して欲しいなどの「既往借入金の返済猶予」が、震災から9月までの累計で354件ありました(第9表)。また、「既往借入金の条件変更」が91件、「新規融資の申し込み」が1,286件ありました。

それぞれの対応ですが、既往借入金の返済猶予については相談を全て受け付け、震災から9月までの累計で354件に対応し、その金額は39億9,400万円でした(第10表)。

第9表 相談内容一覧

	受付件数			うち対応済
	震災～13.3	13.4～9	累計	
既往借入金の返済猶予	354	-	354	354
既往借入金の条件変更	83	8	91	91
新規融資の申込	1,193	93	1,286	1,244

資料 第1表に同じ

第10表 条件変更実施件数

	(単位 件, 百万円)								
	11年度 (震災～12.3)		12 (12.4～13.3)		13 (13.4～9)		累計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
返済猶予受付	354	3,994	-	-	-	-	354	3,994	
条件変更受付	事業資金	29	1,331	19	545	8	208	56	2,084
	運転資金	16	995	12	484	4	195	32	1,674
	設備資金	13	336	7	61	4	13	24	410
	生活資金	11	147	6	56	-	-	17	203
	うち住宅ローン	11	147	6	56	-	-	17	203
	その他	-	-	2	2	-	-	2	2
合計	40	1,478	27	603	8	208	75	2,289	

資料 第1表に同じ

第11表 二重債務への対応

	相談受付件数			うち対応済
	震災～13.3	13.4～9	累計	
東日本大震災事業者再生支援機構	4	3	7	2
みやぎ産業振興機構	-	2	2	-
私的整理ガイドライン	2	2	4	1
合計	6	7	13	3

資料 第1表に同じ

「既往借入金の条件変更」については、震災発生後から13年9月までの累計ベースで、相談91件のうち75件を受け付けました。うち、事業資金は56件、生活資金は17件でした。生活資金は住宅ローンの条件変更であり、これは「家が流されてしまったため、何とかお願いしたい」という貸出先への対応です。

また、二重債務は、累計で相談件数が13件、うち3件がなんらかの対応をしています(第11表)。

「新規融資の実施」は、相談1,286件のうち1,220件を受け付けました(第12表)。内訳は、事業資金が累計1,157件の192億4,500万

円です。主な事業資金の詳細は、「漁業近代化資金」「東日本大震災漁業者等緊急保証対策事業資金」「農林漁業セーフティネット資金」「漁業経営維持安定資金」です。セーフティネット資金は、政策金融公庫のいわゆる上限1,200万円まで貸すというというもので、これが840件、74億1,100万円という実績になっております。

第12表 新規融資の実績

(単位 件, 百万円)

	11年度累計 (震災以降～12.3)		12 (12.4～13.3)		13 (13.4～9)		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業資金	797	9,119	313	8,531	47	1,595	1,157	19,245
うち漁業近代化資金	46	1,728	135	6,994	30	1,447	211	10,169
東日本大震災・漁業者等緊急 保証対策事業資金	16	536	18	431	4	67	38	1,034
農林漁業セーフティネット資金	700	6,334	140	996	13	81	853	7,411
漁業経営維持安定資金	33	512	4	65	-	-	37	577
生活資金	15	86	24	138	24	199	63	423
うち住宅ローン	7	79	11	129	5	74	23	282
ライフスポットローン	4	2	12	9	6	4	22	15
教育ローン	2	4	-	-	-	-	2	4
合計	812	9,205	337	8,669	71	1,794	1,220	19,668

資料 第1表と同じ

ただ、このセーフティネット資金の貸出には苦慮しております。それは、資金使途を尋ねると、「とにかく簡単に借りられるから」というものが多いのです。多くの人がこれから家を建てるために住宅ローンを組むとみられますが、その返済と、このセーフティネットの返済、そして事業のためにいろいろな資材を買った返済、それらの返済時期が重なると借り手の返済が苦しくなります。そのため、セーフティネット資金を簡単に貸しているのか、我々の悩みになっています。

また、生活資金のうち住宅ローンは、現在23件で2億8,200万円となっています。しかし、震災で5,000軒近くの家がなくなりましたので、これから住宅建設ブームになるとみられますが、その時どういうふうに貸し出していくべきか、これまで住宅ローンに力を入れてなかった我々には最大の課題となっています。

5 復興を支える補助事業

(1) 概要

漁業者は、「共同利用漁船等復旧支援対策事業」(共同利用事業)、「漁業・養殖復興支援事業」「激甚災害復旧対策事業」という3つの補助事業のどれかを組み合わせて、復興に取り組んでいます(第13表)。

共同利用事業は、いわゆる共同利用漁船・施設に対するものです。「漁船等」というのは、漁船ばかりでなく定置網なども含まれているためです。漁船は、津波で9,000隻ぐらい流れました。被害を受けた漁業者のなかには、保険を使って漁船を直した人もいて、新規には3,300隻ぐらい申し込みがありました。そのうち、現在完了したのが約2,700隻で、すでに船は漁業者に渡している状況であり、128億2,200万円のお金が使われています。

施設については、先ほどお話しした施設

第13表 主な補助事業実施状況

(単位 百万円)

			11年度		12		13		累計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
共同利用漁船等 復旧支援対策事業	漁船等	申請(承認) 完了	2,943	15,145	996	6,523	-	-	3,939	21,668
		うち漁船	2,300	10,938	257	834	182	1,050	2,739	12,822
	施設等 (施設保有漁協分)	申請(承認) ^{*1} 完了	256	14,096	228	2,948	61	2,467	545	19,511
			216	10,174	130	548	6	55	352	10,777
漁業・養殖業復興 支援事業	部会数	申請 承認 終了	11	-	41	-	1	-	53	-
			3	-	49	-	1	-	53	-
			-	-	△1	-	△1	-	△2	-
	経営体数	申請 承認 終了	177	-	237	-	4	-	418	-
			107	-	307	-	4	-	418	-
			-	-	△10	-	△3	-	△13	-
激甚災害復旧対策 事業	施設台数	申請 ^{*2}	36,168	12,839	-	-	-	-	36,168	12,839
		承認 ^{*2}	36,136	12,839	-	-	-	-	36,168	12,839
		実績	943	186	23,799	4,501	1,020	701	25,762	5,387

資料 第1表に同じ

(注) ※1 11年度事業の申請(承認)案件の事業費変更(△235百万円)を控除した後の金額。

※2 11年度事業の申請(承認)案件の取り下げ(△4,924台・△1,956百万円)を控除した後の台数及び金額。

保有組合に回った部分で190億円ほど施設を建設し、そのうち完了したのが107億円分です。完了分の金額が少ないのは、高台移転とか、資材が手薄といった理由でなかなか建設が思うように進んでいない実態を反映しています。

また、漁業・養殖復興支援事業は、俗にいう「がんばる養殖復興支援事業」によるものです。この事業の内訳は、部会の数では53部会承認いたしまして、このうち2つの部会が目的を達成したので自立したため、終了の欄に2と記載されています。経営体数では、承認が418、終了が13となっています。

さらに「激甚災害法」を使って復興したいという方たちがいまして、この実績が25,762件となっています。

(2) 共同利用漁船等復旧支援対策事業

共同利用事業への補助金は、すでに漁船等に約107億円、施設等に約107億円入っております。漁船等の中には、漁船登録したものが2,293隻あります。施設は、完了分が120億円です。このように、宮城県の漁業者は、補助金を受け漁業の再開に向けてがんばっています。

先ほど言いました施設保有組合では、合計すると、漁船2,739隻を組合員に貸しています。施設は482件の施設を組合員に貸して、合計で約240億円ほどです。貸し賃は減価償却に見合う分だけいただき、減価償却がゼロになればこれは漁業者のものになっていく制度にしています。これを施設保有組合で実施しています。

(3) がんばる養殖復興支援事業

がんばる養殖復興支援事業は、共同化に

よる生産の早期再開に対して必要経費を助成するものであり、NPOなどが中心に、我々と一緒になって取り組んでいる事業です。

この事業により、養殖に必要な経費（人件費、種苗代、資材代）に対して国からの助成が受けられます。また、養殖水産物の販売に必要な経費も国から助成されます。ただし、養殖水産物の水揚げ代金で全部1回国に返還しなければなりません。そして、養殖開始から水揚げ完了までの一陣を1期として、3月期の中で力をつけて自立してくださいというのが、このがんばる養殖復興支援事業の内容になっております。

先ほど、「2部会が自立していった」と申し上げましたが、自立には2つの形態があります。一つは、1年間1陣をやって黒字の場合、黒字額の全額を報奨金として受け取って事業が終了するものです。もう一つは、「黒字だったんだけど、2分の1は返還します、ただし、あとの2年間は、こういう部会に入って継続したい」というものです。宮城県では、2部会が「1回黒字になったから、俺たちはやめます」といって卒業していきました。

一方、赤字になった場合は、赤字額の10分の1を国に返還して、「黒字になるまで頑張りたい」という意思があれば返還は求められません。要するに、赤字の場合は経費の90%を国が助成する制度です。現在、51部会の405人の方が、このがんばる養殖復興支援事業に参加しています。

(4) 激甚災害復旧対策事業

激甚災害復旧対策事業は、実績ベースで53億8,700万円です。承認しているのは147億9,600万円ですが、取り下げた人が19人います。42%という進捗率の低さは、資材がそろったりしないと県に補助金申請ができないということなどが影響しています。しかし、今年か来年あたりには進捗率が高まってくると思っています。

(5) 漁場生産力回復支援事業

1,800万トンといわれる海に流れたがれきの処理は、漁場生産力回復支援事業に基づき、「一般の漁場再生事業」と「広域の漁場再生事業」の2つの形態で行っています。これに参加している漁業者は、11年度では、延べ約46万人でした。そして、これに参加したため、71億円が漁業者に支給されました。

これは、一種の失業対策という面もありました。養殖の場合には再開までに1年か2年かかるため、その期間は収入がないということもあり、地元の漁業者が1日12,100円の支給を受けて、がれき処理を行いました。一方、広域の漁場再生事業では、底びき網漁船等で広域にがれきの処理をした人に3億6,200万円ほど支給されました。

6 放射能被害への対応

以上のような漁業者・漁協の復興に足かせとなっているのが、東京電力福島第一原発からの放射能汚染水の海洋流出です。

放射能被害は、頭の痛い問題になっています。東京電力福島第一原発からの度重なる放射能汚染水の海洋流出問題は、漁期を目前に控え一層深刻な状況となっており、放射能被害への対応の強化が必要となっています。当組合においては、多岐にわたる魚種の放射能検査を13年9月末までに1,086回実施し、検査結果を当組合のホームページに随時公表しています。

依然としてスズキ、ヒガンフグ、クロダイの魚種については放射能セシウム検出のため出荷停止が継続しており、深刻な影響が出ています。また、風評被害はギンザケに出ており、当組合が窓口になって損害賠償にかかる事務を代行しています。12年4月から13年9月までの間に、賠償として2,613百万円を東京電力に請求して、2,411百万円の支払いを受けました。

なお、13年7月に発覚した放射能汚染水の漏出については、JF全漁連やJF福島漁連、JF茨城沿海地区漁連等と連携して東京電力に対して嚴重な抗議を実施するとともに、国と東京電力に対して早急な対策を強く要請しました。現在、東京電力からは逐次対応状況について報告を受け、組合員に対して当組合から情報の提供を行っています。

- ※ 放射能検査 震災以降計1,086回
- ※ 出荷制限処置による漁獲減少
- ※ 国外における禁輸処置
- ※ 風評被害による消費地への出荷自粛・魚価の下落

13年9月末現在 損害賠償請求額
2,613百万円


汚染水流出への対応

7 混乱を招いた水産業復興特区

(1) 特区のあらまし

放射能汚染水に加えて、特区構想も大きな混乱を招き、復興への足かせとなりました。水産の復興特区構想は、11年5月10日に行われた東日本復興特区交渉会議の場で、宮城県の村井知事が突然提案したものです。

そもそも「漁業法」では、その目的として、「漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ること」とされています。言いかえれば、漁業法は、「漁場を誰にどう使わせるか、それを誰が認めるか」を定めています。

「一定の水面において、特定の漁業を一定の期間、排他的に営む権利」が漁業権であり、いわゆる特区の中の漁業権は「区画漁業権」です。この漁業権には、「磯は地付、沖は入会」という言葉があります。「磯は地付」とは、沿岸部では、それを利用する人は地元の漁村または1人ないし数人の仲間に独占的に認めるものであり、「沖は入会」とは、磯の沖合部は、それぞれの漁村に住む漁民の自由な入会漁場とするという原則が、江戸時代、あるいはさらに昔から(注)守られていました。

明治漁業法は、「一漁村一組合主義」、つまり、漁業組合を部落単位で部落漁民をもってつくり、その部落漁民を「漁業組合

の組合員」と位置づける考えがあり、一村専用漁場の漁業慣行は、「地先水面専用漁業権」という漁業権として構成し、地先水面専用漁業権は漁業組合だけに免許するとされてきました。12年につくられた漁業法は、この精神をずっと受け継いでいるというのが、我々の認識しているところでございます。

宮城県の沿岸地域では、震災直後から、「漁業者が被害者である」、そして、「漁業の復興というのは、あくまでも漁業者が主役であり、漁業者がこの災害から立ち直って、そして漁業者自身が自立して安定的に漁業経営を行って初めて復興が完成する」と受け止められてきました。

しかし、県知事が提案した特区構想の資料には、「民間活力、すなわち民間資本を導入して復活を促す」との記載がありました。そして、漁業者は企業と共同で会社を起こし、生産の主役を漁業者が、流通の主役を参加企業が担うとのことでした。その際、漁業権については、漁業法を見直し漁業者と企業が共同出資した会社である「漁民会社」に対して漁業権を直接免許する仕組みになっていました。

そして、地元漁業者が主体となりつつも外部の企業とともに復興を進めることができるよう、被災地のうち、地元漁業者のみでは養殖業の再開が困難な区域（浜）について、「地元漁業者主体の法人」に対して県知事が直接免許を付与することを可能にさせた法律が特区法です。

「知事による免許審査」とは、「現行法の

優先順位の規定に代わる基準に基づき、第2順位又は第3順位の法人を客観的に審査」し、「すぐに事業を開始できる具体的な計画がある」、あるいは「事業を適確に行うに足る『経理的基礎』及び『技術的能力』がある」「十分な社会的信用がある」「地元漁業の生業の維持、地元雇用の創出に効果がある」「他の漁業との協調その他水面の総合的利用に支障を及ぼすおそれがない」という条件を満たす者の中で、「地元漁民の7割以上含む法人」あるいは「地元漁民7人以上で構成される法人」に対して、特区法に基づいて漁業権を与えるものです。ただし、これらの条件に「合致する者がいない場合」は、また元に戻って、「地元漁協（自ら漁業は行わず漁業権の管理を行う漁協）に対して、これを元通り付与」することになっています。

現行制度のなかでの漁業権の優先順位において、第1順位は「地元漁協」、第2位順位は「地元漁民の7割以上を含む法人」、第3順位は「地元漁民7人以上で構成される法人」でしたが、特区法は地元漁協を排除しており、漁業者による漁場利用の調整の精神を否定しました。「磯は地付き沖は入会」という精神が現漁業法に受け継がれ、漁協の漁場管理によりその秩序が保たれてきたのですが、特区法は、古来から受け継がれ漁業者が守ってきた資源管理の努力を踏みにじるものでした。

そして、12年度において、宮城県は水面下で漁民会社の設立に向けて仙台北水産と協議し、申請に向けて作業を始めました。こ

の間、宮城県漁協や海区調整委員会には一切の連絡がありませんでした。そして、12年8月31日に、突然、桃浦カキ生産者合同会社（以下「LLC」という）が設立されました。

（注）水産庁ウェブサイトには、我が国の漁業管理のルーツが解説しており、江戸時代に「磯猟は地付根付次第なり、沖は入会」という原則が確立しました。これは、海浜の地付漁場については、周辺漁村が管理する「総有」とする一方、外海については原則自由な漁場の利用を認めるもので、現在の漁業権制度の基礎となっています。こうした原則のもとに漁村住民の間で組合を結成し、漁船、漁具、漁期、漁区、魚（うお）つき林（りん）の保護などに関する規則を定める例も生まれたと解説されています。

http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h21_h/trend/1/t1_11_2_3.html

（2） マスメディアの伝えない特区の

真実

県の説明によりますと、「この漁民会社は制度上、出資金の50%以上を漁業者が握っていることから、参加企業は漁民会社の運営を自由に意のままに行うことはできない」ということでした。

しかし、企業はお金を投資し運営資金を負担するため、漁業者が企業の意向に背くことはできないと思われれます。そして、一番重要なことは、真の復興に必要なのは漁業者の自立だということです。自立した漁業者の復興の成果は、漁業者自身がすべて享受できますが、特区における漁民会社の成果は会社が受け取るため、漁業者は果実を十分に得ることができません。実際に、特区の適用を受けたLLCの社員となった漁業者の収入は、給料だけであり、他の自立した大部分の漁業者の所得には及ばないよ

うです。

また、漁協の組合員は、「漁業権というのは財産権であり生存権である」と認識しています。漁業権を行使する場合には、漁業権行使規則に則り行っています。知事による特区導入は養殖漁業の区画要件を強引な方法で見直すものであり、養殖を行っている漁業者は土足で踏み入れられたという感じがしました。

なぜかというと、1つの漁場をどう使うかは組合員にとっては死活問題です。漁場は場所によって生産効率が違うため、その利用について組合員間で真剣に討議し、場合によっては「今年ここ使ったら、来年はこっちを使え」と順番で利用するなど、民主的に公平に分配しているというのが漁業権行使の実態であります。

養殖を行っている漁業者は、漁場をできるだけたくさん確保したいと望んでいます。しかし、いくら自分が漁業権を拡大したいといっても、海は漁業者のものだけではありません。船が通ったり、航路も空けなくてはならないし、そんなあちこちに漁業権を設定することはできません。

ところが、宮城県では、LLCのためにスペースが無理してつくられ漁業権が与えられました。そのため、航路がグニャグニャと曲がるという弊害が起きています。また、航路の幅も200mから110mに縮められ、航行が難しくなりました。

このような経緯があるものの、12年10月31日に宮城県漁協は桃浦LLCに付帯意見付きで組合員資格を付与しました。この付帯

意見とは、衛生管理と消費対策のための行動規則を順守してほしいというものです。

貝類の出荷に当たっては、1回食中毒事故を起こしたら大変なことになるため、ノロウイルスとか大腸菌について、宮城県漁協は毎週、全部検査しています。このような厳しい検査を経て、宮城県の生食用のカキを消費者の皆さんに届けています。この仕組みを支えているのが部会であり、部会は生産調整を行う機能もあります。そこで、LLCの人たちにも部会に入ってもらいをお願いしたのですが、拒否されました。

また、LLCはカキ剥き施設を持っておらず、宮城県漁協が補助金でつくった桃浦のカキむき施設を借りたいとのことでしたので、宮城県漁協は中部施設保有組合の組合員になることを条件に組合員資格を与えました。13年3月にLLCがカキを初出荷し大々的にマスメディアに取り上げられました。しかし、1週間たたないうちに、ここから貝毒などが発生しました。

このような事態が発生しているにもかかわらず、4月に内閣総理大臣は水産業復興特区を認定しました。あまりにも国の早い対応で驚いています。問題なのは、水産業復興特区で何がもたらされ、これを活用した養殖業の再生と振興策というものを本来ならば議論すべきですが、それが議論されずに特区が推し進められていることです。また、LLCの事業計画の妥当性も十分に検討されていません。実を言うとLLCの参加者15人の平均年齢は66歳で高齢化しています。また、初年度ですでに赤字になってい

ます。このような特区をめぐる動きにより浜が分断され対立が生み出されたことが残念です。

おわりに

今後に向けて、東日本大震災の教訓として、地域間の支援体制と組織間の支援体制を挙げたいと思います。

地域間の支援体制とは、今回、全国各地のライバル関係にある漁業者からの支援をいただきましたが、これは災害への支援体制で模範となるものと考えています。特に、阪神淡路大震災を経験された関西の各県では、緊急時における支援体制が整っており、宮城県担当は兵庫県が中心に受け持つなど、いち早い支援体制・絆を構築してくださりました。

また、組織間の支援体制ですが、「災害などを1団体、1県の問題とせず、常日頃から広域での組織間協力体制の構築が不可欠である」という認識のもと、協力関係を築いていくことが大切であると認識しています。

(ふなと りゅうへい)

(司会)

船渡専務ありがとうございます。

最後に、当研究所の古谷社長からお礼のご挨拶を申し上げます。

(古谷社長)

船渡専務には資料を整えていただき、このような貴重なお話をいただきまして、あ

りがとうございました。

こうやってみますと、宮城県漁協がこの2年半の間に相当いろいろなことを漁民のために一手にたくさん並行的にやってこられてきたことがわかりました。

方向として、「未曾有の災害のなかから、漁協に求心力が出ながら立ち上がってきて

いる」と思いました。インフラなどの面では、まだ十分整備されていなくて、もう一つということなのかもしれません。ただ、このような復興の取組みが、これからずっと将来につながると思います。

今後も引き続きいろいろ教えていただければ幸いです。

